

4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

住民文化系施設（活性化センター、町民会館）

・多様な住民ニーズを踏まえ、時代に即した利便性の高い公共サービスの提供に向けた施設整備を目指します。

社会教育系施設（歴史民俗資料館）

・適切に改修や修繕を実施し、収蔵品を適切に保管・活用する環境整備や利用者の安全確保に努めます。

スポーツ・レクリエーション系施設（町民グラウンド、横瀬駅前観光案内所 等）

・計画的な修繕・改修を実施することで、利用者の安全確保と長期的な利用に努めます。

産業系施設（道の駅果樹公園あしがくぼ、商品開発施設兼販売所）

・部位・設備ごとに計画的に修繕を進め、予防保全に努めるとともに、集客性・生産性の向上を図ります。

学校教育系施設（横瀬小学校、横瀬中学校、学校給食調理場）

・適切に修繕・改築を実施することで、安全な学校教育環境を確保します。
・人口減少・少子高齢化の進行に伴い、余裕施設・スペースについては、有効活用策を検討していきます。

子育て支援施設（児童館、保育所）

・適切に改修や修繕を実施し、児童及び幼児が安全に楽しく過ごせるための居場所づくりに努めます。

保健・福祉施設（総合福祉センター）

・計画的な点検や修繕等の実施により、施設の予防保全に努め、長期的な利用を目指します。

行政系施設（横瀬町役場、各分団器具置場 等）

・災害時の対策本部・避難所としての機能を維持するため、安全性の確保と適切な維持管理に努めます。

公園（ウォーターパーク・シラヤマ、農村公園）

・劣化等が発見された場合は、その都度修繕等を実施し、利用者の安全確保に努めます。

その他（旧芦ヶ久保小学校、観光トイレ 等）

・既に廃止している施設については、再利用の促進や維持管理費等の負担軽減を図ります。

○インフラ資産

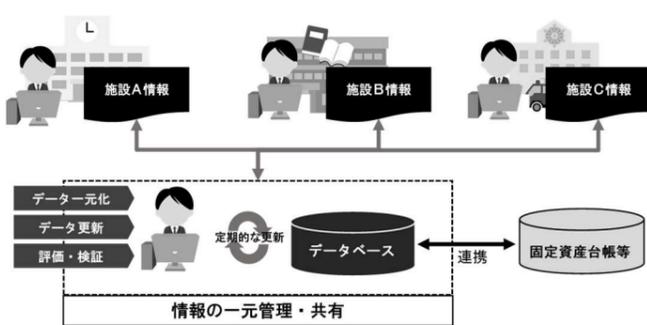
道路：長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び維持管理・更新等に掛る費用の平準化に努めます。
橋りょう：「予防保全」、「事後保全」に分けて管理し、ライフサイクルコストの縮減と平準化を図ります。
下水道：「横瀬町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、施設を緊急度で評価し、適切に維持管理していきます。

5 推進体制

全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

・全庁的な取組体制を構築します。
・施設情報を一元的に管理・共有化し、活用できる仕組みを構築します。

■情報管理・共有イメージ



フォローアップの実施方針

・PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルにより、公共施設等マネジメントを推進します。
・議会・住民との情報共有に努めます。

■フォローアップの実施イメージ



横瀬町公共施設等総合管理計画 概要版【改訂】

1 はじめに

【計画策定の背景と目的】

【国】 ○ 高度経済成長期に整備されてきた公共施設等の老朽化、人口減少や少子高齢化の進行等により、公共施設等の利用需要が変化しつつあります。総務省は「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂し、公共施設等の見直しを要請しました。

【本町】 ○ 平成29(2017)年3月に公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うため、「横瀬町公共施設等総合管理計画」を策定しました。今回の改訂計画は、総合管理計画策定から5年が経過し、国の指針改訂、個別施設計画による具体的な公共施設等の長寿命化を踏まえて改訂を行うものです。

本町が保有する公共施設等のあり方等を見直すとともに、これらを取り巻く現状や課題を再整理し、将来のまちの姿を見据えた、総合かつ計画的な維持管理の推進を目的として、「横瀬町公共施設等総合管理計画」の改訂を行うものです。

【対象範囲】

公共施設	インフラ資産
住民文化系施設、学校教育系施設など10分類48施設	道路、橋りょう、下水道

【計画期間】

40年間（平成29年度から令和38年度）

※ 概ね10年ごとに見直すことを基本とし、今後の上位計画などの変更や社会情勢の変化などの状況に応じて適宜見直し。

【計画の位置づけ】



2 公共施設等の現況及び将来の見通し

※グラフの数値については、端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

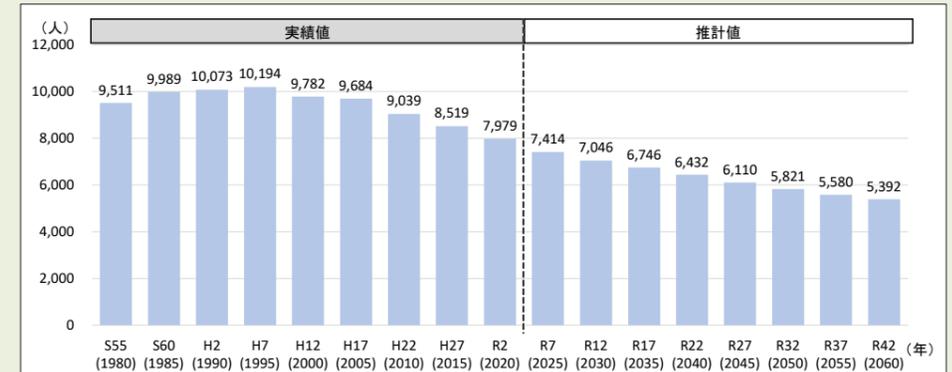
【人口の現状と見通し】

人口減少・少子高齢化の進行

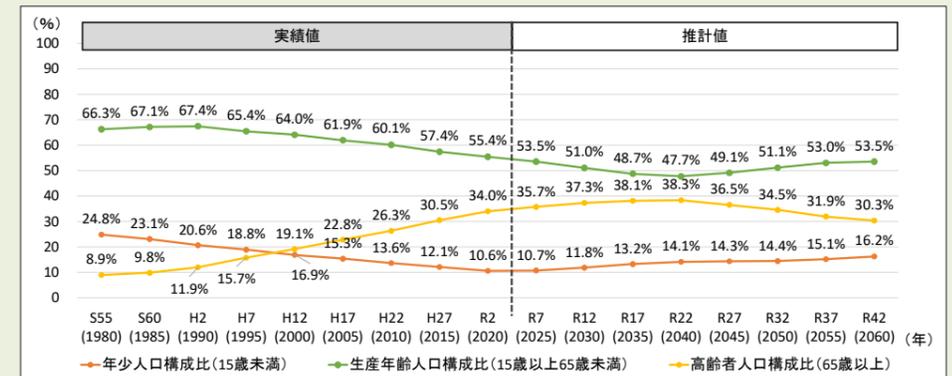
本町の総人口は、平成7年より減少しており、今後も減少が続く見通しです。また、少子高齢化の進行など、人口構造の変化が予測されています。

人口減少を考慮した公共施設の適正な規模や配置、人口構造の変化による住民ニーズの変化への対応を検討していく必要があります。

■総人口の推移と見通し



■年齢3階層別人口構成比の推移と見通し



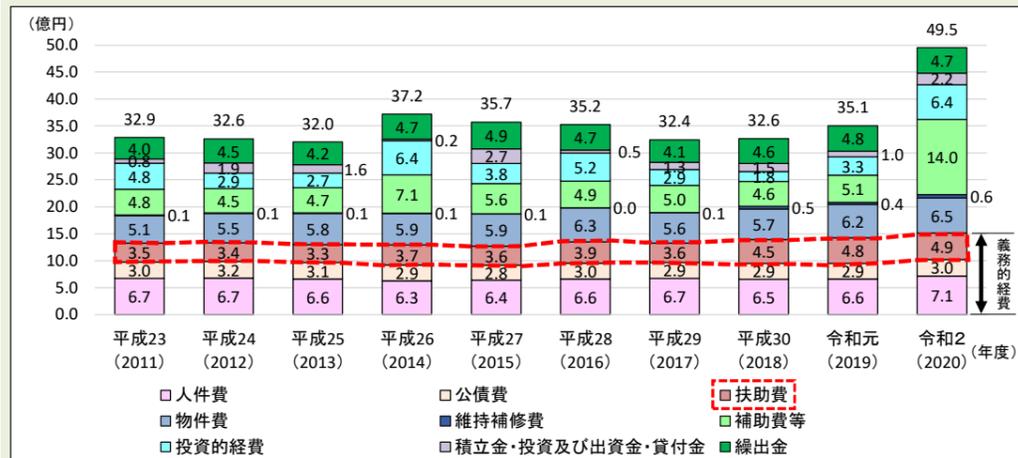
出典：実績値は「国勢調査」、推計値は「横瀬町人口ビジョン」（戦略人口）

2 公共施設等の現況及び将来の見通し（続）

※グラフの数値については、端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

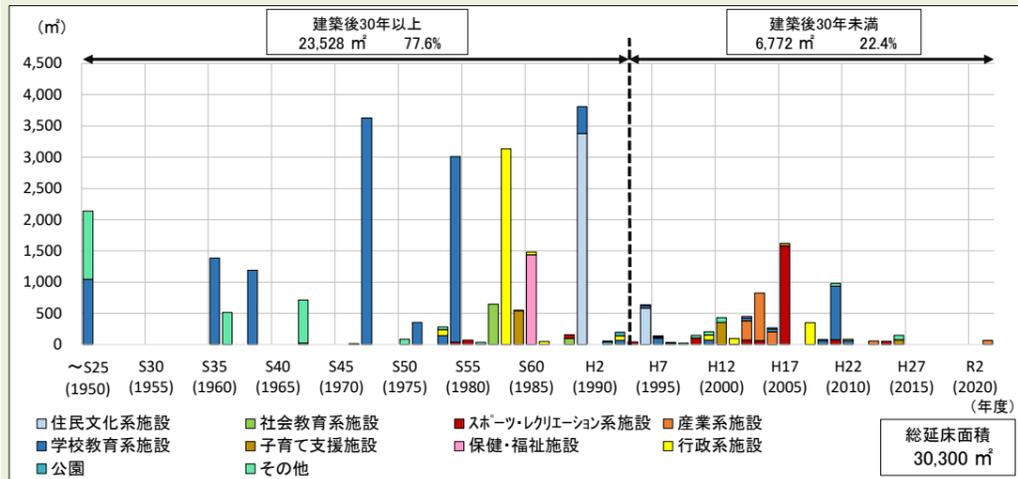
【財政の状況と見通し】

■歳出（普通会計）の推移



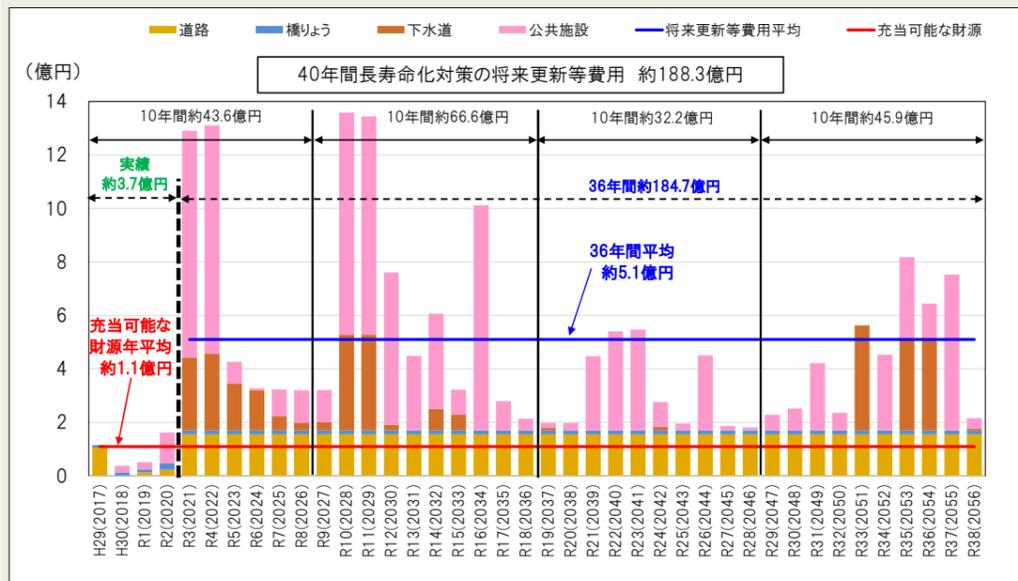
【公共施設の老朽化の状況】

■公共施設の建築年別延床面積



【公共施設等の将来の更新等費用の見通し】

■公共施設等（公共施設+インフラ資産の将来の更新等費用の推計）



地方税の減収 扶助費の増加

生産年齢人口の減少等による地方税収入の減少や、少子高齢化の進行等による扶助費の増加が予測されています。

投資的経費に充当される財源の確保が厳しくなることが見込まれます。

施設の老朽化

本町が保有する公共施設は、建築後30年以上経過している施設が77.6%占めています。

一般的に、60年程度で建替えが必要とされており、今後、これらの公共施設の建替等にかかる費用が集中的に発生し、財政負担が増大することが懸念されます。

公共施設等の費用

将来の更新等費用

36年間 約184.7億円
(1年あたり5.1億円)

充当可能な財源年平均1.1億円に対し約4.0億円の超過となります。

3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1 公共施設等マネジメントの基本原則

基本原則 1：まちづくりの視点を持った施設の再編

・本町の目指すべき将来ビジョン「日本一住みよい町、日本一誇れる町」実現のため、「賑わいづくり中心地づくり」に重要となるコンパクトシティの形成の観点から住民ニーズの変化等を勘案した新しい公共サービスの提供に向けた施設の適切な配置、再編を検討します。

基本原則 2：コストの縮減と財源確保

・民間活力の導入、省エネルギー対策、未利用財産の処分、受益者負担の適正化等の様々な取り組みにより、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保を行います。

基本原則 3：計画的な保全による施設の安全性の確保

・安全で安心して利用できる施設を提供していくため、予防保全型の計画的な維持管理により、施設の性能や安全性を確保するとともに、更新等にかかる費用を抑制・平準化し、財政負担を軽減します。

基本原則 4：持続可能な公共施設等

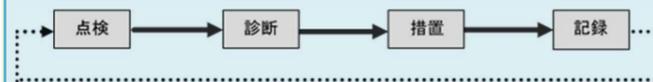
・SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れた公共施設等とインフラ施設等の整備を推進します

3.2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断の実施方針

・「日常点検」及び「法定点検」の計画的な実施により、施設や設備の劣化や損傷等を把握します。
・メンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組みます。

■メンテナンスサイクルのイメージ



(3) 安全確保の実施方針

・劣化や損傷等が確認された施設への速やかな修繕、改修、更新等を実施します。
・供用廃止となった施設については、安全性を考慮し、解体、除却等の対策を講じます。

(5) 長寿命化の実施方針

・公共施設については、個別施設計画に基づき、計画的な長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの抑制・平準化を図ります。
・長寿命化等を実施する際には、社会情勢の変化に合わせて、住民等が利用しやすい施設を目指します。
・インフラ資産は個別施設計画を策定し、適正な更新等により、ライフサイクルの抑制を図ります。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

職員の意識啓発や技術向上 / 補助制度等の活用 / 広域連携 / 民間事業者との連携 / 住民との協働・連携 / 受益者負担の適正化 / 施設等の有効活用による財源確保

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

・公共施設は、個別施設計画に基づき、「予防保全」と「事後保全」に分けて、施設性能の確保や安全性の向上を図り、修繕等費用の低減化、平準化を図ります。
・インフラ資産は、施設の重要度等を踏まえ、「予防保全」と「事後保全」に分けて、適切に維持管理を実施します。個別施設計画が未策定の施設は、策定を検討します。

(4) 耐震化の実施方針

・計画的に耐震診断・耐震改修を実施します。
・耐震補強工事等を実施する際には、長寿命化改修等に合わせて実施することで、長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進

・多様な人々が安心して快適に利用できるようにユニバーサルデザイン化を進めます。

(7) 統合や廃止の推進方針

・少子高齢化等の今後の人口動向や財政状況等を踏まえ、必要な公共サービスの水準を維持していくため、施設の更新時には、規模及び配置について検討を行います。